

## 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

### 【4 集会場又は公会堂】

建築物の名称	建築物の位置(※1)	建築物の用途(※2)	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3)				安全性の評価(※4) (I, II, III)	耐震改修等の予定(※5)		備考(※6)
										内容	実施時期	
中央区立築地社会教育会館等複合施設	中央区築地4-15-1	集会場又は公会堂	(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso	1.08	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.82	III			

### 【6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗】

建築物の名称	建築物の位置(※1)	建築物の用途(※2)	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3)				安全性の評価(※4) (I, II, III)	耐震改修等の予定(※5)		備考(※6)
										内容	実施時期	
東京橋ビル	中央区銀座1-11-1	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.01	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.64	III			
			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.00	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.62	III			
			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.03	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.65	III			
南数寄屋ビル	中央区銀座5-1先	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.63	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.92	III			
			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.35	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.67	III			
			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.18	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.58	III			
			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.43	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.72	III			
			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.18	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.58	III			
			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.63	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.80	III			

建築物の名称	建築物の位置(※1)	建築物の用途(※2)	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3)				安全性の評価(※4) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※5)		備考(※6)
										内容	実施時期	
東新橋ビル	1-1棟	中央区銀座8-10先	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.01	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.64	Ⅲ		
	1-2棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.33	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.83	Ⅲ		
	1-3棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.00	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.63	Ⅲ		

【7 ホテル・旅館】

建築物の名称	建築物の位置(※1)	建築物の用途(※2)	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3)				安全性の評価(※4) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※5)		備考(※6)
										内容	実施時期	
パールホテル茅場町	1~5階	中央区新川1-2-5	ホテル又は旅館	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso	1.11	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.53	Ⅲ		耐震改修 2016年4月完了
	6~10階			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.05	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.63	Ⅲ		耐震改修 2016年4月完了

【8 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設】

建築物の名称	建築物の位置(※1)	建築物の用途(※2)	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3)				安全性の評価(※4) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※5)		備考(※6)
										内容	実施時期	
中央区立浜町敬老館等複合施設	中央区日本橋浜町3-37-1	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	(5-4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	Is/Iso	3.83				Ⅲ		

【12 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの】

建築物の名称		建築物の位置(※1)	建築物の用途(※2)	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3)				安全性の評価(※4) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※5)		備考(※6)
											内容	実施時期	
西京橋ビル	12-1棟	中央区銀座 1-2-3	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.03	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.65	Ⅲ			
	12-2棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.05	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.50	Ⅲ			
	12-3棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.16	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.67	Ⅲ			
中有楽ビル	9-1棟	中央区銀座 2-2先	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.01	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.66	Ⅲ			
	9-2棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.03	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.65	Ⅲ			
南有楽ビル	8-1棟	中央区銀座 3-2先	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.15	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.72	Ⅲ			
	8-2棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.11	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.70	Ⅲ			

建築物の名称		建築物の位置(※1)	建築物の用途(※2)	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3)				安全性の評価(※4) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※5)		備考(※6)
											内容	実施時期	
山下ビル	5-1棟	中央区銀座6-2先, 7-2先, 8-2先	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.03	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.69	Ⅲ			
	5-2棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.13	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.70	Ⅲ			
	5-3棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.10	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.69	Ⅲ			
	5-4棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.06	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.66	Ⅲ			
	5-5棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.05	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.65	Ⅲ			
	5-6棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.03	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.65	Ⅲ			
	5-7棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.03	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.65	Ⅲ			
	5-8棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.03	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.64	Ⅲ			
	5-9棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.05	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.65	Ⅲ			
	5-10棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.01	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.64	Ⅲ			
西新橋ビル	2-1棟	中央区銀座8-7先	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.06	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.67	Ⅲ			
	2-2棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.08	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.68	Ⅲ			
	2-3棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.06	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.66	Ⅲ			

【17 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園】

建築物の名称		建築物の位置(※1)	建築物の用途(※2)	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3)				安全性の評価(※4) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※5)		備考(※6)
											内容	実施時期	
中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園	校舎棟	中央区銀座5-1-13	幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	Is/Iso	1.01	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.82	Ⅲ			
	体育館棟(梁間方向)			(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	Is	1.23	q	2.62	Ⅲ			
	体育館棟(桁行方向)			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso	1.17	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.65	Ⅲ			
中央区立常盤小学校及び中央区立常盤幼稚園	小学校棟	中央区日本橋本石町4-4-26	幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	Is/Iso	1.00	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.81	Ⅲ			
	幼稚園棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	Is/Iso	1.31	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	1.05	Ⅲ			
	体育館棟(梁間方向)			(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	Is	0.75	q	3.03	Ⅲ			
	体育館棟(桁行方向)			(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	Is/Iso	1.05	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	0.59	Ⅲ			
中央区立日本橋中学校	校舎棟	中央区東日本橋1-10-1	幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園	(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso	1.03	C <sub>T</sub> ・S <sub>D</sub>	0.34	Ⅲ			
	体育館棟			(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso	1.01	C <sub>T</sub> ・S <sub>D</sub>	0.37	Ⅲ			
中央区立月島第一小学校及び中央区立月島第一幼稚園	小学校棟	中央区月島4-15-1	幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園	(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso	1.10	C <sub>T</sub> ・S <sub>D</sub>	0.34	Ⅲ			
	幼稚園棟			(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso	1.11	C <sub>T</sub> ・S <sub>D</sub>	0.71	Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19号)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成31年1月1日国住指第3209号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※5 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※6 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。